

青森県障がい者スポーツ大会 荒天時等対応要領

1 競技日程の変更について

大雨や強風等の荒天又はその他不測の事態が生じた影響により競技日程を変更する(中止を含む。)必要がある場合及びそのおそれのある場合の対応については、以下の方針に基づき取り進めることとする。

(1)変更を検討する条件

変更を検討する条件は、以下のいずれかに該当する場合又は該当する事案が発生するおそれがある場合とする。

- ①大雨・強風等により競技施設を競技可能な状態に保てない場合。
- ②競技運営に必要な人員が集合できない場合。
- ③選手が会場に集合できない場合。
- ④災害対策等で競技会開催に必要な対応ができない場合。
- ⑤県内の広範囲に及ぶ大規模な災害が発生した場合又は社会的に大きな事件等が発生した場合。

(2)変更の基本方針

- ①競技会実施日の移動は不可とする。
- ②各競技日程(開始・終了時刻、試合数、競技会場等)を変更することは可とする。

(3)変更のパターン

原則として以下の①～③の変更とする。

- ①競技開始時刻を遅らせる又は競技開始時刻を前倒しする(天候が回復するのを待って競技を実施する場合や台風接近前に競技を実施する場合等。ただし、全種目又は全試合消化できないまま、競技会を終える場合も含む。)
- ②競技日程・競技種目の一部を中止する。
- ③全日程を中止する(台風接近等により競技開始前に競技施設を撤去し、再設営ができない場合等)。

2 変更の決定手順

(1)各競技会実施日の前日までに変更を決定する場合

天候、交通機関の状況等を勘案し、当該競技運営主管団体、実行委員会事務局及び県において協議を行い、対応案を作成し、その内容を踏まえ実行委員会委員長が変更を決定する。

(2)各競技会実施日の当日に変更を決定する場合

各競技会実施日当日の天候、交通機関の状況等を勘案し、当該競技運営主管団体及び実行委員会事務局において協議を行い、実行委員会委員長が変更を決定する。

3 開催可否の周知方法

(1)各競技会開催の可否については、前日の午後5時までに青森県身体障がい者福祉センターねむのき会館ホームページに掲載する。

(2)突発的な災害等が発生した場合など、開催方針に変更があった場合には、競技会当日の午前6時15分までに同ホームページに掲載する。